

委員会提出議案第3号

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和6年3月21日提出

提出者 議会運営委員会委員長 柴田 広 辞

中間市議会委員会条例の一部を改正する条例

中間市議会委員会条例（昭和42年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総合政策委員会中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 未来創造部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) 総務部の所管に属する事項</p> <p><u>(2) 未来創造部の所管に属する事項</u></p> <p>(3) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(5) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(6) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(7) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(8) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 5人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 5人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策委員会 6人</p> <p>(1) 総務部の所管に属する事項</p> <p>(2) 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会事務局の所管に属する事項</p> <p>(4) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(5) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(6) 会計課の所管に属する事項</p> <p>(7) 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>市民厚生委員会 5人</p> <p>(1) 市民部の所管に属する事項</p> <p>(2) 保健福祉部の所管に属する事項</p> <p>産業消防委員会 5人</p> <p>(1) 建設産業部の所管に属する事項</p> <p>(2) 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 環境上下水道部の所管に属する事項</p> <p>(4) 消防本部の所管に属する事項</p>